

八 「辞職勧告決議」に従わないことを理由にして懲罰を科することはできない (行実 昭三八、

〔懲罰の種類及び除名の手続〕

第百三十五条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名

② 懲罰の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない。

③ 第二項第四号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならない。

〔解釈及び運用〕 一 普通地方公共団体の議会の行いえる懲罰の種類は、戒告、陳謝、出席停止及び除名の四種で、罰としては戒告が最も軽く、除名が最も重い。

戒告は、公開の議場において被処分者を議長の前前に起立させ、議長が戒告文を朗読して行うのが普通である。もつとも、被処分者が議場に出席しない場合は絶対に行い得ないとする必要はないといふ得るかも知れないが、異例に属する。

陳謝は、同様公開の議場において被処分者に議会の定めた陳謝文を朗読させて行うのが普通である。朗読を命ぜられてこれに応じないときは、あらたなる懲罰事犯として改めて懲罰処分を行う。陳謝の文書を議会に提出し、又は他の議員をして代読させることはできないといふべきであらう。議会において、陳謝の処分を行うことを決定して被処分者にその旨を通知したとき、本人はその処分を受ける意思がありながらも病氣その他やむを得ない事由のため、当該会期中議場に出席することができなかつたような場合、次の会

期において、本条の規定による懲罰処分としての陳謝を行わせることができるかどうかについては議論の存するところであるが、会期ごとに独立しているものとする現行地方議会制度の建前からして、消極に解さざるを得ない。

一定期間の出席停止とは、その会期中における一定期間ということである。したがつて、出席停止の処分に当たっては、必ず期間を定めて出席停止を命ずることを要し、その期間は残存会期中において定められなければならない。次の会期の会議において開会の日から何日間出席を停止するというような処分は無効であり (行実 昭八、七、二六)、向う一年間又は議員の残任期間を通じて出席を停止するというようなもの、その他出席停止期間がその会期の後にわたるものは、会期を越える部分については当然に無効と解すべきである (行実 昭四、一〇、八)。三日間出席を停止しようとする場合において残存会期が十日ある場合、その十日のうちの特定の日を選択して、某日と某日と某日の出席を停止するということができるかということについては、議論の余地があるが、そのようなことは法の予想しないところといふべきであらう。「何日間の出席を停止する。但し、その期日は別に議長が定める」というような出席停止の議決も同じである。

二 懲罰の動議は、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければ、これを議題に供することができない。戒告、陳謝及び出席停止の議決は通常の議決で足りるが、除名処分の場合は在職議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならない。この議決には議長も表決権を有する。当該議員の除名については、第百三十七条の諸問を参照されたい。

三 議長がその職権で懲罰を議題とすることができる旨の規定を会議規則に定めることはできない (行実 昭二、九、二八)。

〔除名議員の再当選〕

第百三十六条 普通地方公共団体の議会は、除名された議員で再び当選した議員を拒むことができない。

〔解釈及び運用〕 「拒むことができない」とは、その者が議会の構成に加わることを拒むことができず、その者が議員として活動することを認めなければならないとの意味である。

松本英昭

昭和17年生

昭和39年東京大学法学部卒、自治省に入省。
62年財政局地方債課長、平成元年行政局行政課長、2年大臣官房審議官（行政担当、財政担当）、5年総務審議官、6年国土庁地方振興局長、7年自治省行政局長、10年事務次官を経て、自治総合センター理事長、現在、地方公務員共済組合連合会理事長。第27次及び第28次地方制度調査会専門小委員会委員長、行政改革推進本部専門調査会委員



新版 逐条地方自治法(第5次改訂版)

平成13年10月10日 初版発行
平成14年9月10日 第1次改訂版発行
平成16年5月10日 第2次改訂版発行
平成17年6月10日 第3次改訂版発行
平成19年3月30日 第4次改訂版発行
平成21年3月10日 第5次改訂版発行

著者 松本英昭
発行者 光行淳子

学陽書房 東京都千代田区飯田橋1-9-3 電話 (03) 3261-1111
振替 00170-4-84240

ISBN 978-4-313-07125-4 C 2032 東光堂版印刷/東京美術紙工
© Hideaki Matsumoto 2009, Printed in Japan
乱丁・落丁本は、送料小社負担にてお取り替えます。

れており(注二)、また、地方分権推進計画(平一〇・五・二九閣議決定)に定められたメルクマールも抑制的な基準として機能することともなると思われるが、最終的には、国権の最高機関である国会において、地方分権の推進の観点や、制度間のバランス、法律相互間の比較などを考慮したうえで、当該事務を法定受託事務とすることの妥当性について慎重に判断されることとなる。また、事務区分の見直しも不断に行われるべきものであり、既に法定受託事務とされているものについても、今後の制度をめぐる情勢の変化などに応じて自治事務に変更されることも十分に考えられる。

本条は、特に第一号法定受託事務については、新設はできるだけ抑制することともに、第一号法定受託事務とされているものについても、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとするという方針を定めたものである。